

令和5年度「金の道」交流促進及び情報発信業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

佐渡市では、島の歴史・文化を代表する「佐渡島（さど）の金山」の世界文化遺産に登録すべく取組みを進めている。この貴重な遺産を将来にわたって保存・継承するためには、関連する文化的資源を持続可能な観光や地域づくりに役立て、国内外からの来訪者を継続的に確保することが必要である。ついては、「佐渡島（さど）の金山」の世界文化遺産登録を見据え、「金の道」沿線（佐渡～江戸）宿場地域との地域間交流の促進を図りたい。また、「世界遺産」を核とした広域的な連携・協力関係を構築し、国内外への情報発信の強化を図るための情報発信事業に係る業務委託について、企画提案による委託事業者の募集を行うものである。

2. 委託業務の概要

(1) 発注者

佐渡市長 渡辺竜五

(2) 業務名

令和5年度「金の道」交流促進及び情報発信業務委託

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月15日(金)

(4) 委託金額上限額

9,415千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この費用には、委託事業者との打ち合わせに要する費用や企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとします。

(5) 業務内容

別添仕様書のとおりとしますが、プロポーザルにより業務内容の提案を受け協議等により修正・変更を行う場合があります。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当するものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (4) 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領(平成30年佐渡市訓令第17号)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることができる者であること。
- (6) 本市における市税の滞納がない者であること。

4. 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 市税の滞納がないことの証明(発行から3ヵ月以内のもの)

(2) 提出先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
佐渡市観光振興部世界遺産推進課(佐々木・市川)
TEL : 0259 - 63 - 5136
FAX : 0259 - 63 - 6130
メールアドレス : k-goldmine@city.sado.niigata.jp

(3) 提出期限

令和5年7月12日(水)午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送及び電子メール

(5) プロポーザル参加資格確認通知

提出されたプロポーザル申込書等により、「3. 参加資格要件」を満たしているどうかを確認し、その結果を電子メール又はFAXで令和5年7月13日(木)に通知します。

5. 質問及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式3)に記載のうえ、電子メール又はFAXで質問してください。(FAXの場合は、送信後着信確認の電話をお願いします。)

(2) 提出先

上記4.(2)と同じ

(3) 質問提出期間

令和5年7月12日(水)午後5時必着

(4) 回答方法

申込者全員へ電子メール又はFAXで回答します。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正とみなします。

6. 企画提案の提出

(1) 提出書類

① 提案書

別添「仕様書」の内容を踏まえ、以下の項目について記載すること。

i) 企画概要

- (1) 「金の道」プロモーション事業、(2) 「金の道」交流人口拡大事業、(3) 「金の道」情報発信・周遊促進事業に関する具体的な実施内容を明記すること。

ii) 業務実施スケジュール

iii) 実施体制

※提案書はA4版縦、横書き、左綴じとし、表紙に『令和5年度「金の道」交流促進及び情報発信業務委託提案書』と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

※提案書は15ページ以内とする。

② 事業者調書(様式4)

※法人等の概要を説明したパンフレット及び類似事業に関する契約書写しがあれば、併せて提出すること。

③見積書

※全ての経費についての内訳がわかるよう、できる限り具体的に明記し、代表者印を押印すること。(様式任意)

(2) 提出方法

①提出期限：令和5年7月20日(木)正午必着

②提出方法：持参又は郵送及び電子メール

③提出先：上記4.(2)と同じ

※メール提出の場合は、大容量データ送信用のアドレスをご案内しますので、提出先メールアドレスまで、連絡してください。

(3) 提出部数は各8部とします。

7. 企画提案書等の審査

(1) 審査

①「令和5年度「金の道」交流促進及び情報発信業務委託公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が提案者に対しヒアリングを行い審査します。

②企画提案内容等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とします。

③最高得点のものが複数の場合、審査委員会が総合的に判断し最優秀提案者を選定します。

(2) 本プロポーザルにおける評価及び選定基準

①申込書及び提案書等の応募書類並びにプレゼンテーションの内容等の評価、審査を行います。

②参加者が1者の場合は、本市が定める基準を満たした提案内容であれば、契約候補者として選定することができるものとする。

③提案者が5者を超える場合は、提案書等による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

(3) 審査項目

①企画性(全体)

- ・業務の目的や業務内容を理解した内容となっているか。
- ・「金の道」に関連する文化資源の新潟県内外へのPRにつながるオリジナルの提案がされているか。

②企画性(内容等)

- ・「金の道」をキーワードに「金の道」沿線地域がそれぞれの文化資源を学びあい、歴史資源としての活力を高めることできる提案となっているか。
- ・「佐渡島(さど)の金山」世界遺産登録活動を契機に「金の道」沿線地域の周遊を促進する魅力的な内容となっているか。
- ・「金の道」の魅力を再発掘すると共に、「金の道」沿線地域との交流を促進し、世界遺産登録に向けて情報発信の強化につながる提案となっているか。

③企画性(情報発信・効果測定等)

- ・情報発信に対し、効果が高い手法となっているか。
- ・効果測定において、業務の有効性を図る指標や目標値の設定は妥当か。

④運営能力等

- ・事業遂行にあたって体制や要員は適切か。

- ・適切なスケジュールが設定されているか。
- ・過去に同様の業務に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で、十分な経験を有しているか。

⑤業務経費

- ・企画内容に対して妥当な見積額か。

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書類に対する質疑及び計画主旨等の補足説明を受けるため、次によりプレゼンテーション・ヒアリングを行います。

(1) 日時及び会場

日時：令和5年7月26日(水)

※提案者数により日程が変更になる場合があります。別途通知します。

会場：佐渡金銀山ガイダンス施設「きらりうむ佐渡」

(佐渡市相川三町目浜町18番地1)

※提案者1社当たり30分以内(説明時間として20分以内、質問時間として10分以内)を予定する。

(2) 参加者

総括担当者及び主な担当者2名以内(合計3名以内)

(3) 審査方法

『令和5年度「金の道」交流促進及び情報発信業務委託公募型プロポーザル審査委員会』を設置して審査します。

(4) 提出した提案書のみでプレゼンテーションを行ってください。審査会場にパソコンを用意しますので、事前にプレゼンテーションデータを提出してください。

(5) 企画提案書の作成・提出並びにプレゼンテーション等に要する経費については、各提案者の負担とします。

9. 審査結果

審査の結果については、委託事業者選定後、ヒアリングを実施した全員に速やかに書面にて通知するとともに、後日、佐渡市ホームページで公表します。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めません。

10. 契約の締結

市は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と別途協議をした上で随意契約により契約を締結します。

なお、委託契約は佐渡市財務規則に基づいて行います。その者との協議が整わない場合は、次点者と交渉を行います。

11. 提案者の失格事由等

次の条件の一つに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提案に参加する資格のないものが提案を行った場合
- (2) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があった場合
- (3) 提案者が、提案書類等の受付日から契約締結日までの間に、上記「3. 資格要件」を満たさなくなった場合
- (4) 提案金額が、上記「2. (4) 見積金額の上限額」を上回っている場合

- (5) あらかじめ連絡したプレゼンテーション等の時刻に出席しなかった場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

12. その他

- (1) 提出された提出書類一式は、返却しません。また、提出された提案書等は、非公開とします。
- (2) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (3) 提出期限後におけるプロポーザル提出書類の提出、再提出及び差し替えは認めません。
- (4) 本業務の実施の際に生じた著作権物等は、佐渡市に帰属します。